

# 原子力改革監視委員会 運営要綱

平成 24 年 10 月 12 日 制定

## 1. 設置の目的

東京電力の原子力改革に関する取り組みについて、国内外の専門家・有識者が外部の視点で監視・監督し、改革の確実な実行につなげることを目的とする。

## 2. 位置づけ

取締役会の諮問機関として位置づける。

## 3. 組織構成

### (委員)

- ・デール・クライン委員長（元米国原子力規制委員会（NRC）委員長）
- ・バーバラ・ジャッジ副委員長（英国原子力公社名誉会長）
- ・おおまえ けんいち大前 研一氏（(株) ビジネス・ブレイクスルー代表取締役社長）
- ・さくらい まさふみ櫻井 正史氏（元国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員、元名古屋高等検察庁検事長）
- ・しもこうべ かずひこ下河邊 和彦（東京電力（株）取締役会長）

### (事務局)

- ・すずき かずひろ鈴木 一弘 事務局長（国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）燃料供給 WG 共同議長、原燃輸送（株）代表取締役社長）
- ・やまぐち ひろかず山口 浩一 事務局長代理（東京電力（株）経営改革本部事務局 部長）

## 4. 役割・活動内容

### (1) 基本的な役割・活動内容

取締役会からの諮問に基づき、東京電力の原子力改革の実行を監視・監督し、その結果を取締役に提言・報告する。

具体的には、

- ・世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向け、安全文化・防災・リスクマネジメント・リスクコミュニケーション等必要な改革を迅速かつ強力に実行することを目的に設置された「原子力改革特別タスクフォース」の取り組みについて、外部の視点で監視・監督すること
- ・各原子力事故調査報告書の主要論点をふまえ、「調査検証プロジェクトチーム」の運営方法を含め、課題と対策強化の方向性の整理を行う

(2) 東京電力が取りまとめた福島原子力事故調査報告書の扱い

原子力改革監視委員会の活動にあたっては、東京電力が取りまとめた社内事故調査報告書（平成 24 年 6 月 20 日公表）に含まれる情報・データは適宜活用するものの、そこで示された結論には一切拘束されないこととする。

(3) 分科会

- ・本委員会が取り上げる具体的テーマについては、必要に応じて各委員が分担して取り組む
- ・各委員は、必要に応じて、スタッフを集めて分科会を適宜開催し、その結果を本委員会に報告する
- ・平成 24 年 10 月 12 日の第 1 回委員会で協議した結果、以下 4 つの分科会を設置することとする
  - a. 技術面（大前研一委員）
  - b. 自主規制面（バーバラ・ジャッジ副委員長）
  - c. 国際面（デール・クライン委員長）
  - d. 危機管理・倫理面（櫻井正史委員）
- ・東京電力は、各委員が必要とする資料・データ等は全て遅滞なく提供するとともに、各委員が自らのサポートに必要なチームを組織する等のために必要な費用を負担する。

5. 情報公開

原子力改革監視委員会に関する情報については、公開を原則とする。会議終了後、記者会見を行うとともに、後日、議事概要を原子力改革監視委員会のインターネットホームページに掲載すること等により行う。

また、「調査検証プロジェクトチーム」を含む、分科会の活動状況についても随時公開する。

6. 開催頻度

全体会合は、四半期に 1 回の頻度で開催する。

平行して、分科会を適宜開催する。

7. 事務局

原子力改革監視委員会に関する事務は、経営改革本部事務局がこれを行う。

以 上